

京都府立大学大学会館規程

(平成20年京都府立大学規程第17号)

(設置)

第1条 京都府立大学(以下「本学」という。)に京都府立大学大学会館(以下「会館」という。)を置く。

(目的)

第2条 会館は、学生、教職員及び同窓会会員の相互交流と福利厚生を図るとともに、教育研究の用に供することを目的とする。

(施設)

第3条 会館に次の施設を設ける。

- (1) 多目的ホール
- (2) ミーティングルーム
- (3) 学生談話室
- (4) 会議室
- (5) 同窓会事務室
- (6) ロビー

(管理運営)

第4条 会館の管理は、本学が行い、日常業務の運営を適正かつ円滑に行うために、必要な事項は、京都府立大学学生部委員会において協議する。

(職員及び職務)

第5条 会館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 館員 若干名

2 館長には学生部長を、副館長には学務課長を、館員には学務課職員を充てる。

第6条 館長は、会館の管理運営責任者として、会館の事務を掌理する。

- 2 副館長は、館長を補佐する。
- 3 館員は、会館の事務に従事する。

(会館の使用)

第7条 会館を使用する者は、第2条の目的に沿って会館の施設設備等を適正に使用し、その他定められた使用上の諸規程に従わなければならない。

- 2 会館の使用に関する要領は、別に定める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、学長の承認を得て館長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。